8　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9　第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地を移転した場合（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十四項から第十七項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に空港用地を移転した場合（第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七第四項中」と読み替えるものとする。

11　第五十五条第十四項から第十七項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地を移転した場合（第六十八条の五十七第十項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七第四項中」と読み替えるものとする。

12　第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の九を次のように改める。

第五十七条の九　削除

第五十七条の十第一項中「に該当するもの」を削り、「同じ。）が」を「（中小法人」という。）に該当するものが」に改め、同条第二項中「法人が法人税法第五十二条第六項」を「法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に中小法人に該当するものが同項」に、「同項に規定する適格分割等」を「当該適格分割等」に改め、「を事業年度終了の時とした場合」を削る。

第六十条第一項中「同意又は」、「（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日）」及び「ものとし、第四十二条の九の規定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く」を削り、「事業に係る」を「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項の表の第一号中「第二十八条第七項の同意」を「第二十九条第一項の規定による指定」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する」を「同項の規定により」に、「定められている地区」を「指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」に改め、同表の第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改め、同表の第三号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「同意又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第四十二条の九の規定

二　第四十五条の規定

三　第四十五条の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

四　第四十五条の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十一条の三第四項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「、第四十二条の十第五項」を削り、同条第六項第二号中「及び第四十二条の九」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項及び第四十二条の九第二項」に改める。

第六十二条の三第一項中「、第四十二条の十第五項」を削り、同条第四項第九号中「マンション建替事業をいう」を「マンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る」に改め、同条第八項中「、第四十二条の十第五項」を削り、同条第十一項第二号中「及び第四十二条の九」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める。

第六十三条第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第六十四条第六項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「イ及びニ又はロ及びニ」を「イ又はロのいずれか及びハ」に改め、「又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）」を削り、「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「造成され、又は建設される宅地又は住宅」を「造成される宅地」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）」を削り、同号ニを同号ハとする。

第六十五条の七第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同項の表の第二号の上欄中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第三号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第四号中「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置」を「特定資産」に改め、同表の第五号中「イに掲げる区域のうち第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域」を「既成市街地等」に、「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第六号中「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第九号中「土地等、建物、」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物、」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。